

公調委平成25年(セ)第13号

練馬区における粉じんによる大気汚染被害責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

被申請人は、申請人らに対し、各金400万円を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人らが、隣家の屋根材からの粉じんにより精神的苦痛を受けたと主張して、隣家の所有者である被申請人に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料の支払を求める事案である。

第3 前提事実（文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

1 申請人ら宅（居住建物及び敷地）と被申請人宅（居住建物及び敷地）の位置関係は、別紙図面1のとおりである。

2 申請人らは、昭和54年1月22日から肩書地に居住している。

3 被申請人は、平成10年に居住建物を新築した。

4 申請人ら宅敷地と被申請人宅敷地の筆界について筆界特定の申請がなされ、別紙図面2のとおり、筆界が特定された（乙1の11）。

5 被申請人宅の屋根（以下「本件屋根」という。）は陸屋根で、南側平部よりも北側平部（申請人ら宅側）の面積が広く、急勾配である（甲1の1・3、乙

3の1, 職1)。

6 申請人らは、本件屋根からの落雪に関する損害賠償についても本件裁定申請と併せて申請しており、落雪が申請人ら宅の窓ガラスを叩くので、安心して夜も眠れず、雪崩のような恐怖を感じるとして損害賠償を求めていたが、第1回審問期日(平成25年11月25日)において、これを取り下げた(なお、屋根からの落雪に係る被害は、公害紛争処理法42条の12第1項の「公害に係る被害」には当たらない。)

第4 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、①本件屋根は健康被害をもたらす粉じんを発生しているか(加害行為性の有無, 争点1), ②被申請人の過失の有無(争点2), ③因果関係のある損害の発生の有無と損害額(争点3)である。

1 争点1 本件屋根は健康被害をもたらす粉じんを発生しているか(加害行為性の有無)

【申請人らの主張】

本件屋根の材質はコロニアルであり、そこから粉じんが発生している。

本件屋根の材質には問題があって、被申請人建物新築後に本件屋根から黒い砂鉄のような粉じんが散ってくるようになり、申請人らは大気汚染にさらされてきた。

【被申請人の反論】

本件屋根は、ガルバリウム鋼板と天然のストーンチップで構成されており、非常に耐久性に優れ、クラックが発生したり、塗装がはがれたりすることはない。屋根材の飛散・落下で隣家に損害を与えるおそれはない。

2 争点2 被申請人の過失の有無

【申請人の主張】

被申請人は、居住建物を新築する際には、屋根の材質形状からその粉じんが近隣に飛散する可能性を予見し、かつ到達を防止する注意義務があるにもかかわらず

ならず、何らの配慮もせず、必要な注意義務を果たさなかった。よって、被申請人には少なくとも過失があったといえる。

【被申請人の認否】

申請人らの主張は否認ないし争う。よって、被申請人には過失がなかった。

3 争点3 因果関係のある損害の発生の有無と損害額

【申請人らの主張】

- (1) 申請人らは、本件屋根からの粉じんにより、ベランダに洗濯物や布団を干すことができなくなり、困るようになった。
- (2) 申請人らは、本件屋根からの粉じんにより、窓を開けるたびにくしゃみが出たり、目などにかゆみを感じ、申請人 a は、平成17年ころからはアレルギーが酷くなり、申請人 b も平成19年にはアレルギー症状が出てきた。
- (3) 申請人らの被った15年間の精神的苦痛を慰謝するには、それぞれ400万円が相当である。

【被申請人の反論】

- (1) 申請人らの主張(1)(2)は否認する。
- (2) 申請人らの主張(3)は争う。

第5 当裁定委員会の判断

1 認定事実

文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件屋根の材質

本件屋根の材質について、建築図面には「天然石焼付ガルバリウム鋼板」と、固定資産評価証明書には「アルミニウム板葺」とそれぞれ記載されている（乙1の2，3の1）。

なお、本件屋根の材質がコロニアルであることを認めるに足りる証拠はない。

(2) 公害等調整委員会事務局による事実調査

公害等調整委員会事務局は、平成25年9月12日、本件屋根の状況を明らかにするため、事実調査を行った。

本件屋根の北東角部分を手でこすってみたところ、屋根材から手に付着する物はなかったが、本件屋根の一部に土埃が糸状に付着していた。被申請人宅の雨樋には、かなり土がたまっており、そこに苔が生えていた。（職1）

2 争点1（本件屋根は健康被害をもたらす粉じんを発生しているか（加害行為性の有無））について

証拠（甲1の6ないし14・18，甲3の5ないし9，職1）によれば，申請人ら宅の空調室外機や軒下などに黒い砂様のものが付着していることが認められる。この砂様のものを申請人らは粉じんと主張しているようである。

しかし，この砂様のものが本件屋根の材質と同一で，その材質から発生しているものであるとの証拠はない。前記1(2)で認定した事実によれば，本件屋根を手でこすってみても手に付着する物はなく，それが劣化し，申請人らの主張するところの粉じんが発生しているとは認められない。

また，このような砂様のものの家屋への付着は家屋の一般的な汚れとして見られるもので，上記申請人ら提出の証拠や職第1号証によれば，風で運ばれてきた土埃が申請人ら宅，被申請人宅に落下したこと等によると考えられ，この砂様の付着物をもって本件屋根から粉じんが発生しているとは認められない。

以上を総合すると，本件屋根から粉じんが発生しているとの事実は認めることができず，他にこれを認めるに足りる証拠はない。

したがって，申請人らの本件屋根から粉じんが発生しているとの主張は採用することができない。

3 結論

以上のとおりであるから，その余の争点について判断するまでもなく，申請人らの本件裁定申請はいずれも理由がない。

よって，申請人らの本件裁定申請はいずれも棄却することとし，主文のとおり

り裁定する。

平成26年1月16日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 松 森 宏

裁定委員 柴 山 秀 雄

裁定委員 吉 村 英 子

(別紙省略)